

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 安芸市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	117.2%
全職員	83.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	101.2%
本庁係長相当職	103.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.6%
31～35年	91.4%
26～30年	98.4%
21～25年	90.5%
16～20年	86.4%
11～15年	96.2%
6～10年	97.7%
1～5年	96.5%

【説明欄】

- ・消防職員は、一方の性別の該当者が存在しないため対象外にしている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、報酬が時間額で定められている職員は対象外としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。